

「徳島県人権教育推進方針」 に基づく人権教育の充実

徳島県教育委員会では、人権に関する国の動向や社会的な状況を踏まえ、現行の「徳島県人権教育推進方針」に一部内容を追記することにしました。今後も、これまでの人権教育の取組を基盤に据えながら、人権教育の充実に努めていきます。

徳島県教育委員会

1 「徳島県人権教育推進方針」の改訂について (平成26年〈2014年〉3月改訂)

徳島県教育委員会では、平成14年（2002年）4月より、これまでの差別意識の解消に向けた教育を、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育として発展的に再構築しました。併せて、平成16年（2004年）2月には、本県人権教育推進の指針となる「徳島県人権教育推進方針」（以下、「推進方針」という。）を策定しました。

学校教育、社会教育の両面において、「推進方針」に基づき、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育を推進し、人権尊重の精神の涵養を図っています。

学校教育では、人権教育目標を設定し、人権教育年間計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて組織的・計画的に人権教育を推進しています。社会教育でも、幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージに対応した学習活動・研修会・研究会等を通じて、人権教育・啓発を推進しています。

具体的には、幼児児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえつつ、様々な活動を通じて人権教育の取組を進め、人権の概念やその大切さ、人間の尊さ、生命の尊厳、仲間づくりの大切さ、共に生きる等の普遍的な視点に迫る学習や、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題等の個人権課題についての学習に取り組んでいます。

また、人権教育指導者用手引書「“あわ”人権学習ハンドブック」、平成20年（2008年）3月に文部科学省より公表された、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」（以下、「第三次とりまとめ」という。）の活用促進を図り、指導内容や指導方法の工夫・改善等指導力の向上に努めています。

しかしながら、私たちの身の回りには、インターネットや携帯電話のコミュニティサイトにおける誹謗中傷等の人権侵害や悪質な差別落書き、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災における原発事故に伴う風評被害や差別的な事象等が起こっています。

また、幼児児童生徒を取り巻く状況においても、いじめや虐待、体罰等により、心や体が深く傷付けられ、人権や命が脅かされる事件・事象が起こるなど、極めて深刻な問題が見られます。

そのため、人権や人権問題に関する知的理解を深めるとともに、自他の人権を尊重しようとする意欲・技能・態度等の人権感覚を育成し、実践的な行動力につながる人権教育をより一層推進する必要があります。

そこで、このような社会情勢、「第三次とりまとめ」の公表、「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更等の国の動向を踏まえ、学校教育と社会教育の両面において、これまでの人権教育の取組を基盤に据えながら、新たな人権の視点や人権課題に対応した人権教育を一層進めるために、「推進方針」の策定から10年が経過した現行の「徳島県人権教育推進方針」に一部追記を行うことにしました。

2 改訂の内容

改訂については、「徳島県人権教育推進方針」の「2 人権教育の基本的な方向 (3) 人権教育のあり方」, 「4 個別人権課題に対する取り組み」に, 次の内容を追記します。

(1) 「人権教育のあり方」について

14ページ「(カ) 条件整備 (環境づくり)」の後に, 次の内容を追記します。

ウ 人権教育の充実

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け, 学校教育においては教育活動全体を通じて, 社会教育においては, 幼児期から高齢期に至るそれぞれの**ライフステージ**^{*1}に対応した学習活動・研修会・研究会等を通じて, 人権教育の充実を図っています。人権意識の高揚を図り, 行動に結び付く実践力を養うために, 指導内容や指導方法の工夫・改善を行い, 人権教育の取組を継続していくことが大切です。

平成19年(2007年)3月には, 本推進方針に基づく具体的な実践を促進するために, 指導者用手引書「**“あわ”人権学習ハンドブック**」^{*2}を作成し, 学習者が主体となって学習活動を展開することにより, 学んだことが態度化・行動化につながる人権教育の取組となるよう活用促進を図ってきました。このことは, 平成16年(2004年), 18年(2006年)に文部科学省から公表された「**人権教育の指導方法等の在り方について [第一次とりまとめ]**」及び「**同 [第二次とりまとめ]**」^{*3}がめざす方向に合致したものとなっています。

平成20年(2008年)3月には, 「**人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]**」^{*4}(以下, [第三次とりまとめ]という。)が公表され, 人権教育の指導方法への理解をより一層深め, 具体的な実践につなげていけるよう, 掲載事例等の充実が図られています。今後, 人権教育を一層推進するために積極的な活用が求められています。

(ア) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権尊重の精神の涵養を図るためには, 人権や人権問題に関する基本的な知識を確実に学び, その意義・内容について理解し, 認識を深めていくことが必要です。さらには, 他の人の痛みや思いを共感的に受け止める感性や感覚, 人権が侵害されている状態を鋭く見抜く感性, よりよい人間関係をつくるコミュニケーション能力, 自他の価値を尊重する意欲・態度, 集団生活における規範等を尊重して責任を果たす態度など, 豊かな人権感覚を育成することも重要です。こうした, 知的理解と人権感覚を基盤として, 具体的な態度や行動につながる実践力を養うことが求められています。

[第三次とりまとめ]では, その際に必要とされる資質や能力を, **知識的側面, 価値的・態度的側面, 技能的側面**^{*5}の三つの側面として捉え, このうち, 価値的・態度的側面, 技能的側面が人権感覚に深くかかわるものであることを示しています。

各学校では, 幼児児童生徒が人権問題を解決しようとする実践的な行動力を身に付けることができるように, 教育活動全体を通じて, これらの側面を総合的にバランスよく培うことが必要です。

社会教育においても、三つの側面にかかわる資質・能力を育てるために、多様な学習活動を展開していくことが大切です。

(イ) 取組の点検・評価

学校教育においては、人権教育の全体計画・年間指導計画を作成し、教育活動全体を通じて、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を身に付け、人権尊重の意識と実践力を養うために、幼児児童生徒の発達段階に即した取組を進めていくことが重要です。

各学校においては、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を組織的・継続的に行い、人権教育の全体計画・年間指導計画の見直しや、指導内容・指導方法の改善・充実につなげていくことが大切です。

また、点検・評価の実施にあたっては、「教職員による点検・評価」「児童生徒による評価」「保護者等による評価」等を行い、今後の取組に工夫・改善を加えていく必要があります。

社会教育においても、人権を尊重した活動になっているか、効果的な取組になっているかなどの視点で、定期的に点検・評価を行い、取組の改善につなげていくことが必要です。

【注釈】

- *1 **ライフステージ**：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・高齢期などのそれぞれの段階。出生から、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などの人生の節目によって変わる生活に着目した区分。
- *2 **“あわ”人権学習ハンドブック**：「徳島県人権教育推進方針」に基づく具体実践を促進するために、徳島県教育委員会が平成17(2005)・18(2006)年度の2か年をかけ作成した人権教育指導者用手引書。
- *3 **人権教育の指導方法等の在り方について【第一次とりまとめ】及び同【第二次とりまとめ】**：人権教育の指導方法等の在り方について、平成16年(2004年)、18年(2006年)に文部科学省より公表されたとりまとめ。人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることの重要性などが示された。
- *4 **人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】**：人権教育の指導方法等の在り方について、それまでの【第一次とりまとめ】及び【第二次とりまとめ】を集大成する形で平成20年(2008年)3月に出された最終とりまとめ。「指導等の在り方編」と「実践編」の二編に加え、「個別的な人権課題に対する取組」が別冊として示された。
- *5 **知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面**：人権教育を通じて培われるべき資質・能力であり、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」において具体的に記載されている。

(2) 「個人人権課題」について

「4 個人人権課題に対する取り組み」の「(11) インターネットによる人権侵害」の後に、次の内容を追記します。それに合わせて「(12) 様々な人権問題」を(14)とし、「注釈」を追記します。

(12) 日本人^{らち}拉致問題

ア 現状と課題

拉致問題は、1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮当局が多くの日本人をその意思に反して強制的に北朝鮮に連れ去ったものであり、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害です。また、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題でもあります。この問題は、拉致被害者本人のみならず、その家族にも大きな苦痛や深い悲しみをもたらしています。

平成14年（2002年）9月には、北朝鮮当局も日本人拉致を初めて認め、翌月には日本政府が認定した拉致被害者17人のうち、5人とその家族の帰国が実現しました。しかし、その他の被害者については、その安否すらわかっていません。

徳島県においても、拉致の可能性を排除できない失踪者等、未だに安否が確認されていない人々がいます。

国においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」の「各人権課題に対する取組」に、「北朝鮮当局による拉致問題等」を加えることを、平成23年（2011年）4月の閣議で決定しました。これにより、拉致問題についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を推進することとしています。

イ 基本的方向

拉致問題の解決には、私たち一人一人がこの問題への正しい理解や関心、認識を深めることが求められています。

学校教育や社会教育においては、児童生徒の発達段階やライフステージに応じた学習や研修会を実施するとともに、映像資料や啓発資料等の活用を図り、拉致問題を人権問題として捉え、理解を深める取組を推進する必要があります。

(13) 災害時における人権問題

ア 現状と課題

平成23年（2011年）3月11日に発生した、東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故は、被災地域が東日本全域に及ぶ未曾有の大災害を引き起こしました。多くの尊い命が失われ、人々の暮らしは一変し、生活と心の苦しみがもたらされただけでなく、農業、水産業、製造業、観光業等に風評被害が生じました。

被災した人たちが身を寄せた避難所において、生活環境の問題やプライバシーの保護の問題が生じるとともに、女性の避難所生活や高齢者、障がい者、子ども、外国人等のいわゆる「**災害時要援護者**」*1への配慮が問題となりました。

また、根拠のない思いこみや偏見により、被災者が差別的な扱いを受け、さらに、子どもが避難先の学校でいじめにあうという問題も起こっています。

徳島県においても「南海トラフ巨大地震」の発生が予想されています。地震だけで

なく他の自然災害時にも備え、自らが命を守り抜くために主体的に行動する力の育成や、様々な立場の人々の人権を尊重し、安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上を図る必要があります。

イ 基本的な方針

災害時においては、情報を正しく見極め、被災者の置かれた状況から、災害時における人権問題について正しく理解し、行動できる態度の育成が求められています。

また、多様な学習機会を通して、人と人とのつながりの大切さを意識するとともに、被災者に対して積極的に支援しようとする意欲や態度を育み、互いの人権を尊重し、共に生きる社会の一員として適切に対応できる態度を身に付けることが大切です。

【注釈】

*1 **災害時要援護者**：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」内閣府、平成18年（2006年）3月）

「(14) 様々な人権問題」の「日本人拉致問題」についての【注釈】

平成26年（2014年）3月の「徳島県人権教育推進方針」の改訂により、「**4 個別人権課題に対する取り組み**」の(12)として加えた。

すべての人の基本的人権が真に尊重される社会の実現をめざして、学校教育及び社会教育において、本推進方針に基づいた人権教育をより一層推進し、行動につながる人権教育の充実に努めていただきますようお願いいたします。

改訂した「徳島県人権教育推進方針」は、徳島県教育委員会人権教育課ホームページ (<http://www.pref.tokushima.jp/soshiki/jinkenkyouikuka/>) に掲載しております。

平成26年（2014年）3月「徳島県人権教育推進方針」改訂

「徳島県人権教育推進方針」に表記している名称、用語及び漢字等について、「法令」「通知」等で変更があった場合は、それぞれ読み替えるものとします。

徳島県教育委員会人権教育課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-3155

ファクシミリ 088-621-2885